

武雄市新文化交流施設エリア 管理運営計画

令和 8 年 6 月
武雄市

目 次

1. 管理運営計画の背景	…	1
(1) 管理運営計画策定の背景	…	1
(2) 現施設概要	…	1
(3) 新施設概要	…	2
(4) 国の文化振興に関する政策	…	6
(5) 武雄市の動向	…	7
2. 市民意見の聴取	…	9
(1) 市民ワークショップ	…	9
(2) 高校生ワークショップ	…	10
3. 管理運営コンセプト	…	11
(1) 基本方針	…	11
(2) 具体的な取り組み方針	…	12
4. 事業計画	…	14
(1) 基本的な考え方	…	14
(2) 事業の定義	…	15
(3) 自主事業の分類イメージ	…	16
(4) 具体的な事業展開の例	…	17
(5) 5感で感じる文化・アートの発信	…	18
(6) プレ事業	…	18
(7) 開館記念事業	…	19
5. 施設管理運営計画	…	20
(1) 基本的な考え方	…	20
(2) 休館日・開館時間	…	20
(3) 利用申し込み方法	…	22
(4) 利用申し込み期間	…	23
(5) 貸出区分	…	24
(6) 連続利用日数	…	25
(7) 使用料	…	26
(8) 加算設定について	…	33
(9) 減算設定について	…	34

6.	組織計画	…	38
(1)	基本的な考え方	…	38
(2)	運営体制図	…	38
(3)	求められる職能の整理	…	39
(4)	必要な人員数の想定	…	40
(5)	サポーター組織等による市民協働について	…	41
(6)	想定される運営体制パターン	…	42
7.	広報宣伝計画	…	43
(1)	基本的な考え方	…	43
(2)	具体的な広報・宣伝手法	…	43
(3)	会員組織について	…	43
8.	収支計画	…	44
(1)	基本的な考え方	…	44
(2)	収支構造について	…	44
9.	評価制度	…	45
(1)	基本的な考え方	…	45
(2)	評価の手法	…	45
10.	開館までのスケジュール	…	46

1.管理運営計画の背景

(1) 管理運営計画策定の背景

武雄市には、豊かな自然や 1300 年以上の歴史をもつ武雄温泉、伝統工芸など特色ある文化が根付いており、武雄市文化会館をはじめ市内文化施設ではさまざまな文化活動やサークル活動が行われてきました。

一方、少子高齢化や新型コロナウイルス感染拡大、自然災害などの社会情勢の影響により、人々の価値観やニーズは日々変化しています。そのような中で、武雄の地域資源をもう一度見直し、それらと新しい要素を融合させながらこれまでにない文化・アートを創出していくことが必要と考え、令和 3 年度に武雄市文化のまちづくり構想「まちの進化論」を策定しました。「もっと開かれた もっと関われる もっとつながれる 文化が生きるまち」を基本理念に掲げ、市民が主体となったまちづくりやひとづくりを目指すとしています。

そして、上記の内容を実現するための拠点として、「文化の殿堂 西九州の応接室」として親しまれてきた武雄市文化会館の敷地エリアを活用することとし、令和4年度に「武雄市新文化交流施設 エリア整備基本計画」を策定しました。市民ワークショップや関係者へのヒアリング、基本計画策定委員会での議論に基づき、文化・アートが身近に感じられる、新しい文化交流拠点の整備を進めています。

本計画は、文化のまちづくり構想や整備基本計画で取りまとめた基本理念やコンセプトを具現化するための運営の方針を示すものであり、令和4年度に引き続き市民ワークショップや策定委員会を実施し、幅広いご意見をいただきながら「新文化交流施設エリア管理運営計画」を策定します。

(2) 現施設概要

現在の文化会館は、大ホール棟・小ホール棟・集会棟・成人棟・勤労青少年ホーム棟、およびエネルギーセンター棟によって構成されています。武雄公民館は成人棟に位置しており、一部機能は文化会館施設と共用となっています。さらに、集会棟・成人棟は中央公民館としてサークル活動などの場としても利用されています。また、令和 3 年の施設廃止に伴い、勤労者福祉会館としての機能を文化会館内に引き継いでいます。



大ホール棟 外観



大ホール棟 舞台・客席

(3)新施設概要

現在の文化会館のうち、小ホール棟は北方文化ホールへ機能を統合し解体、集会棟・成人棟・勤労青少年ホーム棟は建て替えにて集約複合化し、新文化交流施設及び創作室として整備します。
新文化交流施設及び創作室の概要は以下の通りです。

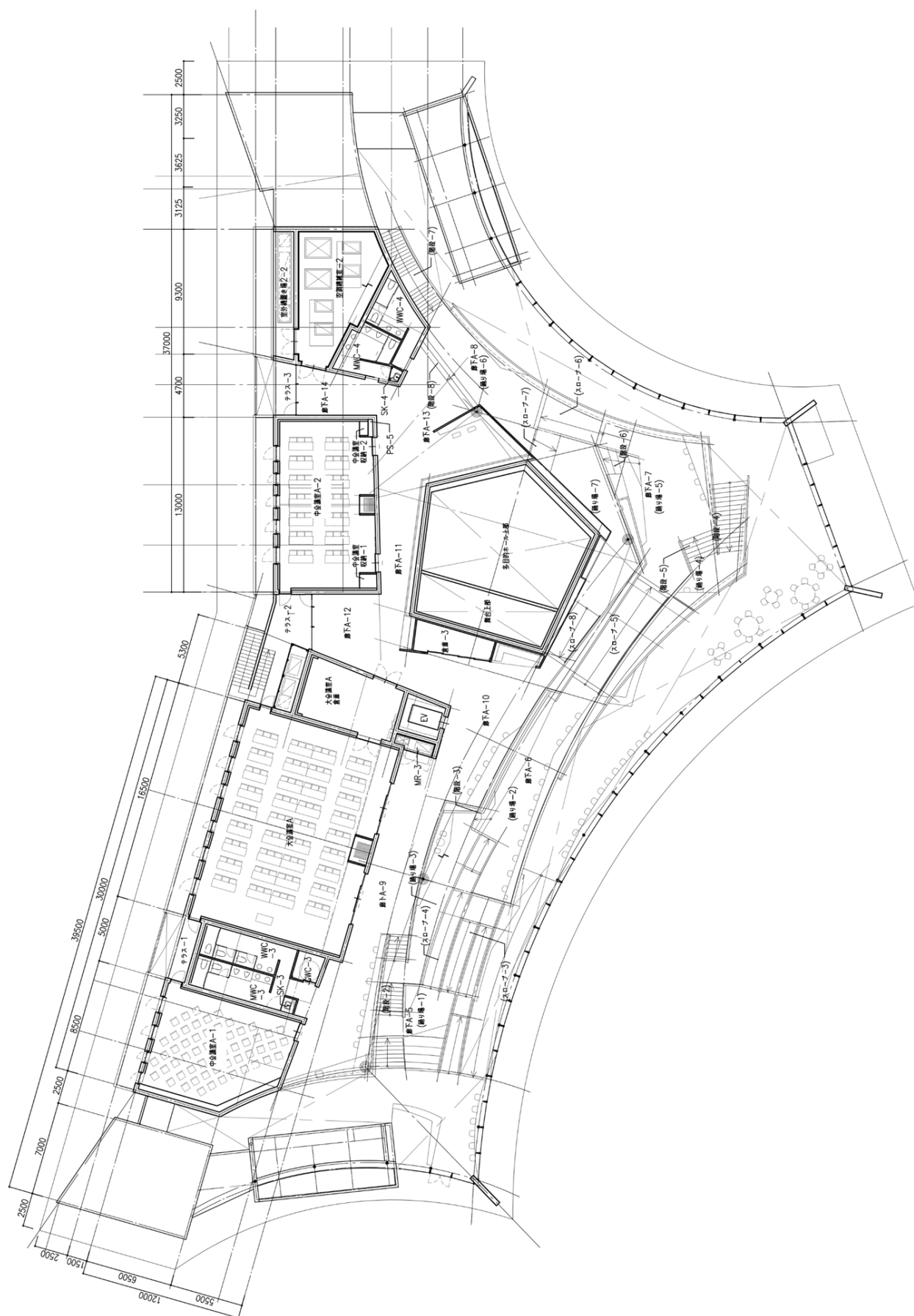
項目	内容
用途	集会場、地区公民館
建築面積	新文化交流施設 2,838 ㎡／創作室 159 ㎡
延べ床面積	・新文化交流施設 3,773 ㎡ 1階 公民館 716 ㎡／新文化交流施設 1,664 ㎡ 2階 新文化交流施設 1,393 ㎡ ・創作室 127㎡
構造	新文化交流施設 RC 造一部鉄骨造／創作室 RC 造一部木造
階数	新文化交流施設 2階建て(地上2階)／創作室 平屋建て(地上1階)
施設構成	新文化交流施設 多目的ホール、スタジオ(大・小)、会議室(大・中・小)、和室 ほか 公民館 会議室(大・小)、和室 ほか 共用部 ミーティングスペース、すきまギャラリー、カフェ ほか 創作室 創作室1、創作室2



【1階平面図】



【2階平面図】



[illegible]

(4)国の文化振興に関する政策

① 文化芸術基本法(平成 29(2017)年 6 月)

国は平成 13(2001)年に制定された「文化芸術振興基本法」のもと、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に取り組んできました。

同法の改正として、文化芸術基本法では、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与することを目的としています。推進にあたり、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連する分野の施策も組み込まれ、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に結びつけていく重要性を明らかにしています。

② 劇場・音楽堂等の活性化に関する法律(劇場法)(平成 24(2012)年6月)

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、および発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点です。

現代社会においては、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されています。また、国際化が進む中、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」としての機能を有することが望まれています。

③ 文化芸術推進基本計画(第2期)(令和 5(2023)年3月)

国は平成 30(2018)年に策定された文化芸術基本推進計画(第1期)に基づき、文化芸術の多様な価値を、社会全体が文化芸術の継承・発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸術立国を実現することを目指してきました。

第2期推進基本計画では、文化芸術政策を取り巻く状況の変化を踏まえ、第1期推進基本計画における成果と課題を勘案したうえで、4 つの中長期目標(今後の文化芸術政策の目指すべき姿)を見直しています。

目標1 文化芸術の創造・発展・継承 と教育・参加機会の提供	文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての 人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が 提供されていることを目指す。
目標2 創造的で活力ある社会の 形成	文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる とともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの 形成に貢献、創造的で活力ある社会が形成されていることを 目指す。
目標3 心豊かで多様性のある 社会の形成	あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広 がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されてい ることを目指す。
目標4 持続可能で回復力のある 地域における 文化コミュニティの形成	地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地 に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働 し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成され ていることを目指す。

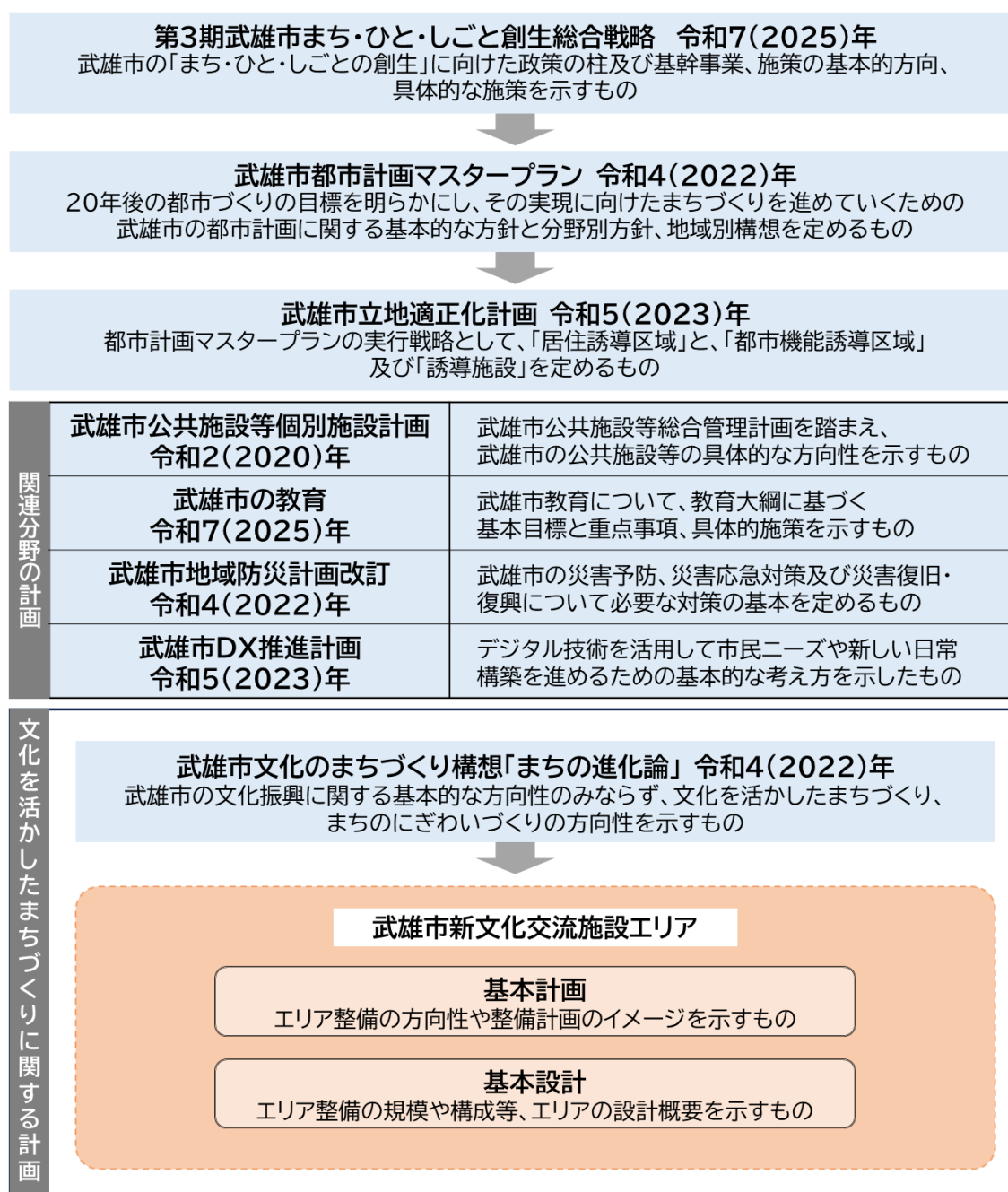
④ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成 30(2018)年 6 月)

文化芸術が、これを創造し享受する者の障害の有無に関わらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものであることを鑑み、また、文化芸術基本法や障害者基本法の基本的な理念に則り、障害者による文化芸術活動を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるにあたって、障害者による文化芸術活動に特化した措置が講じられ、文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮が行われなければならないとしています。

(5)武雄市の動向

① 上位関連計画



② 市内における文化活動等の状況

武雄市では、「たけお音楽祭」や「武雄市文化祭」、「佐賀県西部地区高校演劇祭」などが長年にわたり開催されており、武雄市文化会館の大ホールは市内文化団体や高校生等の発表の場、ハレの場として地域のにぎわいを創出してきました。また、練習室や会議室などの諸室は社会教育団体等の日常的な活動の場としての役割を果たしています。

一方、令和 3 年度に実施した「武雄市文化のまちづくりアンケート調査」によると、中高生など若い世代での文化活動への関心の低さが明らかになっており、その理由としては「活動する時間が少ない」、「参加する方法がわからない」、「参加したい活動がない」などが挙げられました。このことから、若い世代が気軽に参加できる、参加したいと思う文化環境づくりを強化していく必要があると考えます。

また、「文化・サークル活動団体アンケート調査」では、「高齢化」、「メンバーの減少」、「後継者の育成」等が主な課題であり、特に伝統芸能団体においては、団体間の交流や意見交換、情報交換の場を求める声が挙げられました。

市内の文化活動をより一層盛り上げていくためには、世代間や団体間の交流・つながりを促進し、これまでの取り組みや成果を継承・発信していくとともに、新しい世代のニーズを汲み取っていくことが必要と考えます。

③ 新文化交流施設エリアの現状と課題

武雄市文化会館は、昭和 50 年に開館以降、「文化の殿堂 西九州の応接室」として、音楽・芸術鑑賞、文化活動の場として利用されてきました。また、併設されている武雄公民館は武雄町民の交流や学習の場としての機能も果たしています。

しかしながら、先にも記載の通り、文化活動をしていない市民や中高生などの若い世代にとっては、身近で立ち寄りやすい場所とは言い難いのが現状であり、令和 4 年度に実施した市民ワークショップにおいても、「こどもが遊べる場所がほしい」「コミュニケーションの場がほしい」など、地域に開かれた施設を求める意見が多く上げられました。さらには、「会議室などの借りられるスペースがあるのを知らなかった」という声もあり、施設の情報発信が不十分であることも明らかになりました。

また、武雄公民館や敷地全体についても、「入口が分かりづらい」、「黒門周辺にサイン、標識などが必要」といった意見があり、はじめて来館した人にとっても分かりやすく、入りやすいエリアづくりが求められていると考えます。

このことから、新文化交流施設エリア基本計画においては、エリアコンセプトを「Cultural Fusion “次世代”の武雄を創造する文化“融合”施設エリア」と掲げ、文化を身近に感じられる「新たな居場所」、「にぎわいを創出する広場」を目指すこととしました。

2.市民意見の聴取

(1) 市民ワークショップ

令和4年度の基本計画策定時に引き続き、市民ワークショップ【第2弾】を開催し、新文化交流施設エリアの管理運営に関するさまざまなアイデア・意見を聴取しました。

① 概要

回	日時	テーマ
第1回	令和5年 11月26日(日)	まち全体のにぎわい創出のためにどんな仕掛けがあるとよい？
第2回	令和6年 1月13日(土)	模型をつかって、どこでどんなことができるかイメージを広げよう！
第3回	令和6年 2月 3日(土)	どんなルールだと使いやすい？
第4回	令和6年 3月 3日(日)	新施設のアピール方法と施設への関わり方を考えよう！

② 主な意見

【周辺との連携、まち全体の回遊性向上のための仕掛け】

武雄温泉駅前に足湯を設置して温泉街アピール／武雄神社の参道で若者の古着イベント開催／武雄神社や黒門周辺にランタン設置／図書館と文化会館の道路をつなぐ仕掛けが必要／高校生が庭園を横切って図書館に行けるような雰囲気づくり／レンタル自転車で回遊性向上

【具体的な事業・活動のアイデア(基本設計案をベースに協議)】

オープンスペースで色々なイベントや活動をしたい／ストリートピアノの設置／創作室で陶芸体験／調理室で地元野菜を使った料理教室／各諸室で体験型ワークショップ／スタジオは鏡張りで中の様子が見えるように／庭園で季節ごとの園芸コンテスト／野外フェス

【利便性向上につながる運用ルールについて】

市内他施設と同じルールにしてほしい／職員のシフトが可能なら365日なるべく開館／部分的に24時間開放／施設貸出はネット申込できるように／ネット予約と窓口予約を併用に／諸室の貸出区分は1時間単位に／利用料金は学生・こども割があるとよい／オープンスペースをギャラリーとして貸し出す／オープンスペースは飲食可能に／無料 Wi-Fi

【新文化交流施設エリアの情報発信について】

ウェブ、紙媒体、ケーブルテレビを活用して地元幅広くアピール／運営組織に“広報部”の設置／建設中の現場見学会を兼ねたイベント／学生の居場所があることを若い世代向けに発信

【整備中～開館後の市民参加・市民参画について】

市民ワークショップを定例化／計画、建設の過程を市民目線で SNS 発信／託児サポーター／活動ジャンルごとにサポーターグループを作る／単発ボランティア／学生アルバイト

(2) 高校生ワークショップ

武雄市内の高校生64名にお集まりいただき、高校生ワークショップを開催しました。若い世代の視点ならではの参加型・体験型のアイデア・意見を聴取しました。

① 概要

日時	テーマ
令和6年 6月6日(木)	新文化交流施設でやりたいこと・やってほしいことを考えよう

② 主な意見

【春(3～5月)】

市民自作ひな人形展示、鯉のぼりを立てる、屋台、VR お花見、団子作り体験で多世代交流、勉強会、スケッチ大会開催後に作品を展示、雑貨フェア、吹奏楽コンサート、メイク講座

【夏(6～8月)】

七夕イベント、肝試し、夏祭りで中高生が出店、和室でお茶会、アイス作り講座、浴衣着付け講座、風鈴づくり体験後に作品を展示、陶器市、プラネタリウム、天体観測、花火大会、流し素麺大会

【秋(9～11月)】

バーベキュー、スポーツ大会(e スポーツ、パラスポーツ)、紅葉狩り、お月見、ハロウィンイベント、流鏝馬の時期にバザー、武雄ウォークと同時開催イベントで文化や物産に興味を持ってもらう

【冬(12～2月)】

クリスマスイベント、リースづくり体験、手作りプレゼント交換会、餅つき大会、おせちづくり体験、共用部のこたつでほっこりイベント、バレンタインお菓子講座、受験に向けた誰でも使える自習室

【通年】

パブリックビューイング、声出し OK コンサート、館内 BGM、オリジナルプリブラの設置、子ども向け体験講座、高校生バンド大会、文化部の展示、温泉の足湯、ストリートピアノ設置

3.管理運営コンセプト

(1)基本方針

文化のまちづくり構想や整備基本計画で取りまとめた内容をふまえ、管理運営計画における基本方針を以下の通りとします。

“Blend of colors”

あらゆるヒト・モノ・コトの融合を通して、
新しい武雄カラーを創り出す

「やってみたい」が集まる場所。ここではあなたが主役です。
あなたの個性と、武雄の魅力。あらゆるヒト・モノ・コトが混ざり合うことで、
これまでにない「新しい武雄カラー」が生まれます。
一人ひとりの表現と発信を通じて、新しいつながりの輪が広がる
そして、だれもが気軽に立ち寄れる みんなの居場所を目指します。

- かつて武雄市は、西洋の新しい学問や文化を積極的に取り入れることで、日本の近代化やモノづくりを先導してきました。
- そして今もなお、古くから伝わる民俗芸能や伝統芸能を継承すると同時に、様々な要素や分野を取り込みながらまち全体が進化していくことを目標に挑戦を続けています。
- 新文化交流施設においても、武雄市の強みである「いまあるものを活かしながらも、新たな視点を取り入れて発展していく」管理運営を目指します。

【コンセプトイメージ図】



(2) 具体的な取り組み方針

基本計画における「文化融合をととして次世代を描く場／「文化・アート」を創造する場／交流を創造し、にぎわいを創出する広場」をふまえ、下記を取り組みの3本柱とします。

方針① つなぐ

多様な人が集い、つながり、それぞれの居場所となる

1) 誰もがふらっと寄って自由に過ごせる居場所をつくる

お散歩ついでに立ち寄り、思い思いの自由な時間を過ごせるとともに、文化・アートをきっかけに交流が生まれるような新たな居場所づくりを目指します。

2) 施設を起点に、ジャンルを越えて新しい発見や学びに出会える場をつくる

図書館・歴史資料館などの市内施設とつながり、ジャンルを越えて面で展開するプログラムを構築します。文化・アートを軸としながら生涯学習や学校教育の多様な学びを支えていきます。

3) 日常のちょっとした悩みから地域の課題まで、みんなで楽しく解決できる場をつくる

教育、福祉、医療などさまざまな分野と連携し、文化・アートの視点から SDGs の達成や社会・地域課題解決につなげる取組みを推進します。

方針② つくる

やってみたいが集まり、新しい経験をつくりだす

1) 伝統から最新のアートまで、枠にとらわれない新しい体験をつくり出す

新文化交流施設内の多目的ホールや創作室、庭園はもちろんのこと、まちじゅうを創造活動スペースと捉え、これまでにない文化・アートの体験および創造の機会を構築します。

2) 市民団体や多様なアーティストが混ざり合い、武雄の新しい魅力や価値を生み出す

武雄市で活動している各種団体や国内外で活躍するアーティストとのコラボレーションを通して、「武雄発」の新しい文化・アートを創造します。

3) 日常の小さな発見や遊びから学びを深め、みんなが元気になれるまちを育てる

文化・アートは創造性や感性を育むだけでなく、多様性や活力のある社会を構築するために必要不可欠なものです。新文化交流施設での体験や創造活動を通して、学びを深め、さらには誰かに伝える循環を作り出すことで、様々な人が元気に暮らす武雄の未来づくりに寄与します。

方針③ ひろげる

活動の輪をひろげ、にぎわいを創出する

1) 仕事や生活の合間に“自分らしく”気軽に参加でき、新しい仲間づくりの輪をひろげる

市民サポーターやボランティアなど、市民が自分らしさにあわせて運営に参画できる体制を構築し、新文化交流施設エリアを起点に世代を越えたコミュニティのつながりを広げます。
ライフステージにとらわれず、市民の「やってみたい！」が育まれる環境づくりを目指します。

2) 市民が主役の活動を応援し、みんなのアイデアでまち全体へにぎわいをひろげる

“私たちの文化交流施設”として、市民がプレイヤーとして主体的に企画や活動に取り組めるプロジェクトを促進し、様々な分野で活動する市民のアイデアや地域ネットワークを活用します。

3) 施設から生まれる新しい“武雄の魅力”をまちの外にもひろげる

武雄の地域資源を活かして創造された新しい“武雄カラー”を、新文化交流施設を出発点に県内・国内外へ発信し、世界につながる武雄を目指します。

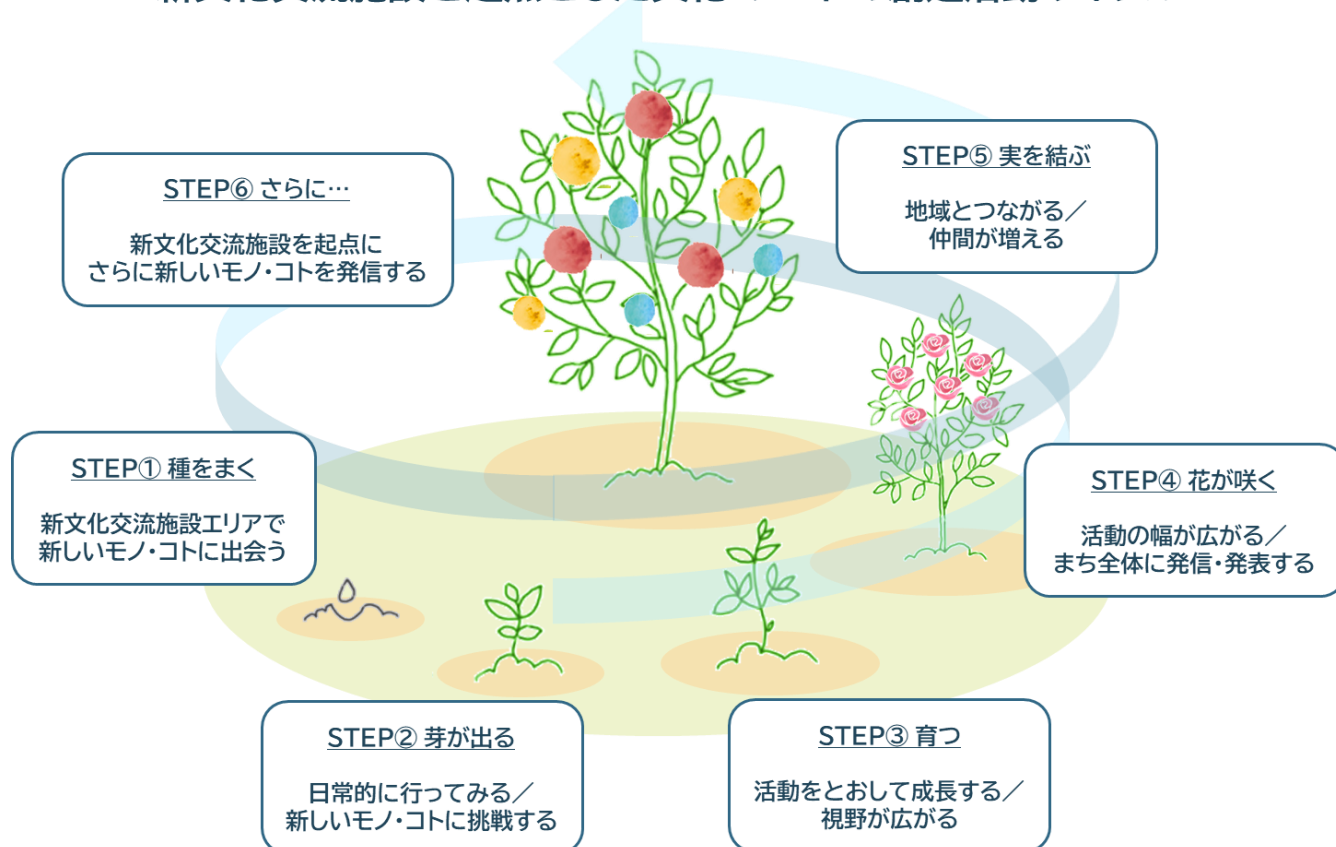
4.事業計画

(1) 基本的な考え方

以下3点を事業計画の基本的な考え方とし、これまで以上に多種多様な取り組みを推進することで、「文化・アートの創造活動サイクル」を構築していきます。

- ① 新文化交流施設エリアのコンセプトおよび管理運営の基本方針を実現するため、自主事業と貸館事業の両輪で事業を展開します。
- ② 武雄市図書館・歴史資料館をはじめ周辺施設との連携を通して、あらゆる世代の市民が新しいモノ・コトに出会える機会を創出します。
- ③ 文化・アートを中心とした活動拠点とするのはもちろんのこと、新文化交流施設を起点に、まち全体ににぎわいや活動の輪が波及していくような取組みを推進します。

新文化交流施設を起点とした文化・アートの創造活動サイクル



(2)事業の定義

本計画における事業の定義を以下の通りに整理します。

項目		内容
自主事業	主催	・施設の運営主体が主催する事業 ・事業実施の全リスクを負いプロデュースする「制作型」と、プロダクションやプロモーターからパッケージ化されたコンテンツを購入し、開催する「買取型」に分類される
	共催	・施設の運営主体と他団体(民間企業・団体等)が共同で主催する事業 ・地域のつながりづくりや活性化のために、地元企業や市民活動団体等と連携し、協賛事業やタイアップイベントなどを展開する事業 ・他団体とコスト分担しながら制作やツアー連携する「共同制作」、特定団体や企業等と互恵的な形で開催する「提携」、事業への賛同や応援の意志表明等、間接的な支援を行う「後援」に分類される
		・先進アーティスト、アート集団、研究機関等との共催事業や優先貸出事業を行い、多目的ホールや庭園等においてこれまでにない多様な使い方を促進する
貸館事業		・市民や文化団体、活動団体等に施設を貸し出す事業 ・プロアーティスト等に施設を貸し出すことで、市民が良質な文化・アート作品を享受できる機会を創出する ・市民が借り手として利用する際は、施設スタッフが制作や技術等のアドバイスを日常的に行い、文化団体や活動団体のボトムアップにつなげる

(3)自主事業の分類イメージ

本計画における事業の分類イメージは以下の通りです。諸室だけでなく共用部、外部空間などあらゆるスペースを有効活用しながら各種事業を展開してまいります。

項目	内容
参加・普及事業	・公民館と連携したワークショップや庭園を活用した参加型イベントを通して、市民が気軽に文化活動に参加できる事業 ・既存のアウトリーチ¹活動をより活発化させたり、オンライン配信を導入したりと施設へ行けない人も文化・アートを楽しめる事業
体験・創造事業	・プロの公演やアート作品に触れられる機会を提供する事業 ・庭園やまちなかでのコミッションワークなど武雄市固有の資源を活かした創作活動を促進する事業
ひとづくり事業 (人材育成)	・教育機関や研究機関と連携しながら、将来の文化芸術の担い手を育成する事業 ・既存の自主文化事業のさらなる推進や武雄市図書館・歴史資料館とのコラボ企画などを通して、子どもたちをはじめとする若い世代の芸術性・創造性を高める事業 ・市民サポーターやボランティアなど市民が運営に関わる事業
まちづくり共創事業 (地域連携)	・武雄市の地域特有の歴史、民俗芸能やいまある地域資源を積極的に活用し、魅力を発信していく事業 ・公民館と一体で他分野、他地域との連携を図り、文化・アートによるまちのにぎわいづくりを図る事業 ・市内のあらゆるスペースをギャラリーとして捉え、伝統工芸品や浮立など、武雄にしかできないアート×まちづくりを体現する事業
つながりづくり事業 (共生・交流)	・文化・アートによる多世代、多文化間の交流を促す事業 ・文化団体、社会教育団体問わずあらゆる人が庭園や共用スペースを有効活用し、文化・アートに関わりのなかった人も楽しめる事業

¹ アウトリーチ…普及啓発活動を推進する観点から、アーティストを学校や福祉施設などに派遣し、ミニコンサートや参加体験事業、レクチャーなどを行う活動のこと。

(4)具体的な事業展開の例

具体的な事業展開については以下の内容を想定しています。

	具体的な事業展開の例
参加・普及事業	○市民参加型表現ワークショップ&発表会 演劇や音楽、ダンスなどのワークショップ(数日間)と最終日の発表会をととして、文化・アートに触れられる機会を創出する体験型プログラム。 ○市内アウトリーチプログラム 武雄市にゆかりのあるアーティスト等と提携し、市内の幼稚園や小中学校、福祉施設等に出向き、本物に触れる機会を発信するプログラム。 ○制作プロセス見学ツアー アート作品がひとつの作品になっていく過程を市民に公開し、新しいアートの楽しみ方を届けるプログラム。
体験・創造事業	○“5 感で感じる文化・アート”公演 プロ実演団体や新進気鋭アーティスト等への貸館事業や共催をととして、多様かつ先進性のある事業を提供し、その空間・瞬間でしか感じ取ることのできないリアル体験の魅力を伝える事業。(次項にて詳述) ○アーティスト・イン・レジデンス事業 国内外のアーティストが武雄市に一定期間滞在し、土地の文化に触れたり、市民と交流したりしながら作品の制作等を行う創作活動支援事業。地域に文化・アートの創造・発信拠点を形成することで、アーティストの視点によって武雄に新たな一面を見出すきっかけを生み、文化・アートを基幹とした地域活性化を図る。
ひとづくり事業 (人材育成)	○文化・アート／まちづくり人材育成講座 各種アーティストやキュレーター、地域コーディネーター等を志す学生や市民を対象とした、学びのプログラム。 ○高校生・大学生インターンシップ制度 市内の学校や県内の大学と提携し、数日間～数週間のインターンシップ制度を導入。文化施設の運営やアート制作などの現場を体験いただく。 ○市民サポーター・ボランティア公募&研修 地域に愛され、地域とともに育つ施設づくり目指し、二人三脚で新文化交流施設をサポートする市民スタッフを公募する。イベント時の案内サポートや広報サポートなど部門ごとの研修機会を設け、持続可能な市民参画体制を構築する。
まちづくり共創事業 (地域連携)	○地域プラットフォーム事業 新文化交流施設や武雄図書館・歴史資料館が中心となって、学校、アーティスト、NPO、市内団体の連携・協働の場を構築する。(活動相談窓口、市内の活動紹介、情報発信機能など) ○武雄エリアコラボレーション事業 たけお芸術祭や武雄市伝統芸能まつり、九州オルレなどの催事が開催される際は、新文化交流施設の庭園や共用スペースを開放したり、関連イベントを実施したりすることでまち全体のにぎわいを創出。 ○“アートのまち武雄”プロジェクト 武雄市にゆかりのあるアーティストや国内外のアーティストと提携し、駅前から武雄温泉街、飲食店等まち全体をキャンパスにしたアートプロジェクトを展開。
つながりづくり事業 (共生・交流)	○ロビーコンサート ロビーや庭園での無料コンサートを定期的 to 実施し、公民館利用者や通りすがりの市民も気軽に楽しめるコンサートを実施。 ○“ソーシャルアート”プログラム 国籍や性別、障がいの有無にとらわれず、あらゆる人がアートを通して繋がり、新しい出会いや交流を創出する社会包摂事業。多目的ホールやスタジオだけでなく庭園での実施も想定。

(5)「5感で感じる文化・アート」の発信

新文化交流施設においては、新たな文化の受け入れに柔軟な武雄の地域性を活かし、新しい文化・アートのコンテンツを発信します。具体的には共催事業や戦略的な貸館営業のなかでこれまでにない新しい使い方を促進し、多様な世代が文化芸術に関心をもつきっかけづくりを創出します。

【新文化交流施設や庭園等で想定される事業イメージ】

- ・新文化交流施設全体を活用した没入型&体験型イベント
- ・多目的ホールでのデジタルアート展
- ・庭園や施設壁面等を利用したプロジェクションマッピングなど
- ・その他、現代サーカス公演、コンテンポラリーダンス公演、メタバースイベント など

(6) プレ事業

新文化交流施設の整備を市民に広く周知し、プロジェクトへの関心や期待感を醸成するために現文化会館閉館イベントを兼ねたプレ事業の実施を検討します。現文化会館利用者はもちろんのこと、これまで施設を利用する機会のなかった若い世代も気軽に参加できるイベントを検討します。

実施時期と想定される事業イメージは以下の通りです。

① 現文化会館閉館イベント

すでに下記の事業を開催し、多くの市民にご参加いただきました。

- ・武雄市文化会館思い出展

(令和6年5月22日(水)～5月31日(金) 武雄市文化会館市民ホールにて開催)

- ・武雄市文化会館寄せ書きプロジェクト

(令和6年6月1日(土)武雄市文化会館にて開催)



② 着工前～建設中のプレ事業

この時期にしかできない事業、取り組みを計画します。

【開催内容のイメージ】

- ・設計者講演会
- ・市内他施設やまちなかを活用した各種イベント
- ・工事現場ツアー
- ・仮囲いアートイベント
- ・市民サポーター育成ワークショップ
- ・愛称公募&選定

③ 開館直前のプレ事業

開館への期待をふくらませ、また開館後の運営につながる事業、取り組みを計画します。

【開催内容のイメージ】

- ・施設見学会、利用説明会
- ・避難訓練と併せたイベント

(7)開館記念事業

開館から一定期間を「開館記念事業」と位置付け、市民とともに新文化交流施設のオープンを祝います。すべての市民にとって「ハレの日」となる市民参加型の式典や、武雄市にゆかりのあるアーティスト等を招いたイベントを検討します。

市内外から多くの来館者が集まる事業を企画し、武雄や新文化交流施設の魅力を最大限にアピールしていきます。

5.施設管理運営計画

(1)基本的な考え方

以下3点を施設管理運営計画の基本的な考え方とし、利便性向上を目指します。

- ① 管理のしやすさだけでなく、新文化交流施設と公民館それぞれの利用者の使いやすさを優先した規則・料金設定とします。
- ② 公民館の諸室が空いている日は一般利用者也利用できるなど、複合施設の特性を活かした幅広い活用を目指します。
- ③ 幅広い世代の市民が気軽に利用できるよう、予約申し込みのデジタル化を検討します。

(2)休館日・開館時間

① 現在の規則

施設名	休館日・開館時間
武雄市文化会館	毎週火曜日、12月29日～1月3日 午前9時～午後10時
武雄公民館	毎週日曜日、祝日、12月29日～1月3日 午前9時～午後5時(運用上は午後10時まで)

② 周辺施設の事例

	施設名	休館日・開館時間
市内	武雄市山内農村環境改善センター	毎週月曜日、12月29日～1月3日 午前9時～午後10時 ※使用申込がない場合は午後7時まで
	武雄市北方公民館(北方文化ホール)	毎週月曜日、12月29日～1月3日 午前9時～午後10時
	武雄市民体育館	12月29日～1月3日 午前9時～午後10時
	武雄市図書館・歴史資料館	図書館:年中無休、午前9時～午後9時 歴史資料館:毎週月曜日、12月29日～1月3日、 午前9時～午後5時
県内	佐賀市東与賀文化ホール	12月29日～1月3日 午前9時～午後10時
	佐賀市文化会館	12月29日～1月3日 午前9時～午後10時
	鳥栖市民文化会館	毎週火曜日、12月29日～1月3日 午前9時～午後10時
	サンメッセ鳥栖	毎週月曜日、12月29日～1月3日 午前9時～午後10時
	伊万里市民センター	12月29日～1月3日 午前9時～午後10時
	炎の博記念堂	毎週火曜日、12月29日～1月3日 午前9時～午後10時
	鹿島市民文化ホール	毎週月曜日、祝日の翌日、12月28日～1月4日 午前9時～午後10時

③ 休館日・開館時間の考え方

施設名	休館日・開館時間
武雄市新文化交流施設	施設や設備の保守点検などのため休館日を設けますが、これまでより年間の開館日を増やし、利用者の利便性を高めます。
武雄公民館	新文化交流施設との複合化を活かした運用を検討します。

(3)利用申し込み方法

① 現在の規則

施設名	申し込み方法
武雄市文化会館	窓口への電話、申請書持参(FAX 可)
武雄公民館	窓口への電話、申請書持参(FAX 可)

② 周辺施設の事例

	施設名	申し込み方法
市内	武雄市山内農村環境改善センター	窓口への電話、申請書持参
	武雄市北方公民館(北方文化ホール)	窓口への電話、申請書持参
	武雄市民体育館	窓口への電話、申請書持参
	武雄市図書館・歴史資料館	窓口への電話、申請書持参
県内	佐賀市東与賀文化ホール	窓口への電話、申請書持参
	佐賀市文化会館	窓口への電話、申請書持参
	鳥栖市民文化会館	申請書持参(電話、口頭、手紙、FAX の受付なし)
	サンメッセ鳥栖	申請書持参
	伊万里市民センター	申請書持参
	炎の博記念堂	申請書持参(郵送・郵送可)
	鹿島市民文化ホール	窓口への電話、申請書持参

③ 申し込み方法の考え方

施設名	申し込み方法
武雄市新文化交流施設	窓口に加え、オンラインでの空き状況確認、ネット予約申請ができるサービスの導入を検討します。
武雄公民館	空き日を一般に貸し出す場合は、新文化交流施設と同様に申し込めるようにします。

(4) 利用申し込み期間

① 現在の規則

施設名	利用申し込み期間
武雄市文化会館	ホール施設:利用日の12 か月前～ その他諸室:利用日の6 か月前～
武雄公民館	規定なし（中央公民館は利用日の1 か月前の属する月の初日～）

② 周辺施設の事例

	施設名	利用申し込み期間
市内	武雄市山内農村環境改善センター	3 か月前～7 日前まで
	武雄市北方公民館(北方文化ホール)	規定なし
	武雄市民体育館	占有予約は2 か月前～
	武雄市図書館・歴史資料館	3 か月前～
県内	佐賀市東与賀文化ホール	ホール施設:使用日の1 年前～10 日前 その他諸室:使用日の1 年前～使用当日まで
	佐賀市文化会館	大・中ホール及び楽屋:使用日の1 年前～3か月前まで イベントホール、会議室、和室:使用日の1年前～1か月前まで リハーサル室、練習室、広場:使用日の3か月前～1 か月前まで
	鳥栖市民文化会館	ホール施設:使用日の12 か月前～3 か月前まで その他諸室:使用日の12 か月前～5 日前まで
	サンメッセ鳥栖	使用日の12 か月前～
	伊万里市民センター	ホール施設:使用日の1 年前～2か月前まで その他諸室:使用日の1 年前～
	炎の博記念堂	使用日の12 か月前～3 か月前まで
	鹿島市民文化ホール	使用日の12 か月前～

③ 申し込み期間の考え方

施設名	利用申し込み期間
武雄市新文化交流施設	多目的ホールは利用日の12か月前から、その他諸室は利用日の6か月前からの受付を基本としますが、柔軟な運用についても検討します。 多目的ホールは、申し込み期限を設け、本番利用が入らなかった日は先着で練習利用を受け付けたり、その他諸室は直前まで申し込みを受け付けたりと、施設の稼働率向上につながるルールを検討します。
武雄公民館	社会教育団体等については、優先予約を設ける方針とし、使用申請がない場合は先着順にて一般の使用申請を受け付ける方向で検討します。

(5)貸出区分

① 現在の規則

施設名	貸出区分
武雄市文化会館	午前、午後、夜間、午前午後、午後夜間、全日
武雄公民館	規定なし

② 周辺施設の事例

	施設名	貸出区分
市内	武雄市山内農村環境改善センター	午前、午後、夜間、午前午後、午後夜間、全日
	武雄市北方公民館(北方文化ホール)	午前、午後、夜間
	武雄市民体育館	(個人使用)1 時間単位／(占用使用)2 時間単位
	武雄市図書館・歴史資料館	1 時間単位
県内	佐賀市東与賀文化ホール	午前、午後、夜間、午前午後、午後夜間、全日
	佐賀市文化会館	午前、午後、夜間、午前午後、午後夜間、全日 (広場は 1 時間単位)
	鳥栖市民文化会館	午前、午後、夜間、午前午後、午後夜間、全日 (諸室は 1 時間単位)
	サンメッセ鳥栖	午前、午後、夜間、午前午後、午後夜間、全日
	伊万里市民センター	午前、午後、夜間、午前午後、午後夜間、全日
	炎の博記念堂	午前、午後、夜間、午前午後、午後夜間、全日
	鹿島市民文化ホール	1 時間単位

③ 貸出区分の考え方

施設名	貸出区分
武雄市新文化交流施設	多目的ホール以外の諸室については、廉価な料金で気軽に利用できるよう 1 時間単位で貸出しを行うなど、利便性向上につながる区分を検討します。
武雄公民館	新文化交流施設と同様に、1 時間単位での貸出しを検討します。

(6)連続利用日数

① 現在の規則

施設名	連続利用日数
武雄市文化会館	7 日間
武雄公民館	規定なし

② 周辺施設の事例

	施設名	連続利用日数
市内	武雄市山内農村環境改善センター	規定なし
	武雄市北方公民館(北方文化ホール)	規定なし
	武雄市民体育館	7 日間
	武雄市図書館・歴史資料館	規定なし
県内	佐賀市東与賀文化ホール	ホール、ミーティング室:7 日間 ホワイエ、控室:5 日間
	佐賀市文化会館	大・中ホール:7 日間 イベントホール:12 日間 リハーサル室、練習室:5 日間 会議室、和室、広場:7 日間
	鳥栖市民文化会館	7 日間
	サンメッセ鳥栖	7 日間
	伊万里市民センター	記載なし
	炎の博記念堂	文化ホール:7 日間 コンベンションホール:12 日間
	鹿島市民文化ホール	9 日間

③ 連続利用日数の考え方

施設名	連続利用日数
武雄市新文化交流施設	現行の7日間を基本とします。
武雄公民館	周辺施設と整合を図ります。

(7) 使用料

多目的ホール

① 周辺施設の事例

【基本料金】 ※青色…使用料に冷暖房料が含まれていない施設

施設名		㎡数	平日午前		平日午後		平日夜間		平日全日	
			料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価
県内	佐賀市文化会館 イベントホール	492	12,150	8.2	20,530	10.4	26,600	13.5	59,280	9.3
	佐賀市文化交流 プラザ交流センター エスプラッツホール	326	7,330	11.2	14,660	11.2	14,660	11.2	※全日設定なし	
	サンメッセ鳥栖 4・5 階ホール	297	8,210	9.2	13,120	11.0	16,970	14.3	38,310	9.4
九州 エリア	柳川市民文化会館 イベントホール	280	3,850	4.6	5,770	5.2	7,700	6.9	15,580	4.3
	八女市民会館 はちひめホール	273	5,500	6.7	8,240	7.5	11,000	10.1	22,000	6.2

【冷暖房料を加算した場合の料金】

施設名		㎡数	平日午前		平日午後		平日夜間		平日全日	
			料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価
県内	佐賀市文化会館 イベントホール	492	12,150	8.2	20,530	10.4	26,600	13.5	59,280	9.3
	佐賀市文化交流 プラザ交流センター エスプラッツホール	326	7,330	11.2	14,660	11.2	14,660	11.2	※全日設定なし	
	サンメッセ鳥栖 4・5 階ホール	297	16,190	18.2	23,760	20.0	27,610	23.2	72,890	18.9
九州 エリア	柳川市民文化会館 イベントホール	280	10,450	12.4	14,570	13.0	16,500	14.7	44,180	12.1
	八女市民会館 はちひめホール	273	11,470	14.0	16,200	14.8	18,960	17.4	47,870	13.5

② 使用料の考え方

施設名	考え方
武雄市新文化交流施設 多目的ホール	市の使用料の基本的な考え方である受益者負担の原則や使用料の算定基準に基づき、さらには近隣・同規模施設の考え方を参考にしながら検討します。

【参考:平日全日の料金設定比較】

	新文化交流施設多目的ホール(305㎡)の使用料	
	㎡単価を上記施設の平均値とした場合	㎡単価を上記施設の中央値とした場合
基本料金	29,410 円	30,664 円
全ての利用時間に 冷暖房料を含んだ 場合の料金	53,302 円	50,803 円

スタジオ

① 現在の料金および周辺施設の事例 ※青色…使用料に冷暖房料が含まれていない施設

施設名		㎡数	平日午前		平日午後		平日夜間		平日全日	
			料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価
武雄市文化会館軽運動室		178	4,270	8.0	5,710	8.0	7,130	10.0	17,150	7.4
武雄市文化会館音楽室		73	1,750	8.0	1,970	6.7	2,300	7.9	6,030	6.4
県内	サンメッセ鳥栖	43	950	7.4	1,270	7.4	1,700	9.9	3,930	7.0
	佐賀市文化会館 第1練習室	135	2,400	5.9	3,030	5.6	3,600	6.7	9,030	5.1
	佐賀市文化会館 第2練習室	97	1,460	5.0	1,930	5.0	2,400	6.2	5,790	4.6
	佐賀市文化会館 第3練習室	63	930	4.9	1,200	4.8	1,460	5.8	3,590	4.4
	伊万里市民センター リハーサル室	193	1,870	3.2	3,360	4.4	3,740	4.9	8,970	3.6
	鹿島市民文化ホール 練習室	32	550	17.2	※1 時間単位の料金設定					
九州エリア	久留米シティプラザ スタジオ1	61	1,830	10.0	2,440	10.0	2,440	10.0	6,710	8.5
	久留米シティプラザ スタジオ2	105	3,050	9.7	4,070	9.7	4,070	9.7	11,190	8.2
	柳川市民文化会館 レッスンルーム1	69	1,100	5.3	1,650	6.0	2,200	8.0	4,950	5.5
	柳川市民文化会館 レッスンルーム2	45	660	4.9	990	5.5	1,320	7.3	2,970	5.1
	柳川市民文化会館 スタジオ	39	880	7.5	1,320	8.5	1,760	11.3	3,960	7.8
	八女市民会館 創作練習室A	77	400	5.2	400	5.2	490	6.4	※1 時間単位の 料金設定	
	八女市民会館 創作練習室C	41	220	5.4	220	5.4	260	6.3	※1 時間単位の 料金設定	
	アルカス SASEBO 練習室1	71	2,720	12.8	3,670	12.9	3,670	12.9	10,060	10.9
	アルカス SASEBO 練習室2	54	1,990	12.4	2,830	13.2	2,830	13.2	7,650	11.0

② 使用料の考え方

施設名	考え方
武雄市新文化交流施設 スタジオ	市の使用料の基本的な考え方である受益者負担の原則や使用料の算定基準に基づき、さらには近隣・同規模施設の考え方を参考にしながら検討します。冷暖房料金や付属設備料金については、煩雑さを避けるため、使用料に含めた料金設定を検討します。(その他諸室同様)

【参考：平日午前の料金設定比較】

	現文化会館音楽室 (73㎡)の使用料	新文化交流施設スタジオ小(52.6㎡)の使用料	
		㎡単価を上記施設の 平均値とした場合	㎡単価を上記施設の 中央値とした場合
基本料金	1,750 円	1,212円	1,050円
全ての利用時間に 冷暖房料を含んだ場合の料金	2,800 円	1,427円	1,395円

会議室

① 現在の料金および周辺施設の事例 ※青色…使用料に冷暖房料が含まれていない施設

施設名		㎡数	平日午前		平日午後		平日夜間		平日全日	
			料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価
武雄市文化会館ミーティングホール		221	5,710	8.6	7,130	8.1	8,570	9.7	21,430	7.5
武雄市文化会館大集会室(A)		171	3,400	6.6	3,950	5.8	4,610	6.7	11,970	5.4
武雄市文化会館中集会室(A)		72	1,750	8.1	1,970	6.8	2,300	8.0	6,030	6.4
武雄市文化会館小会議室(A)		33	1,750	17.7	1,970	14.9	2,300	17.4	6,030	14.1
県内	武雄市山内農村環境改善センター会議室1	51.5	440	2.1	440	2.1	540	2.1	1,420	2.1
	武雄市山内農村環境改善センター会議室2	52.7	440	2.1	440	2.1	540	2.1	1,420	2.1
	佐賀市東与賀文化ホールミーティング室	75	1,170	5.2	1,560	5.2	1,560	5.2	4,290	4.4
	鳥栖市民文化会館研修室	152	330	2.2	※1 時間単位の料金設定					
	鳥栖市民文化会館会議室 1	52	330	6.3	※1 時間単位の料金設定					
	鳥栖市民文化会館会議室 2	69	330	4.8	※1 時間単位の料金設定					
	サンメッセ鳥栖大会議室1	77	3,190	13.8	4,260	13.8	5,120	16.6	12,580	12.6
	サンメッセ鳥栖大会議室 2	153	3,190	6.9	4,260	7.0	5,120	8.4	12,580	6.3
	サンメッセ鳥栖会議室301	36	1,270	11.8	1,700	11.8	2,120	14.7	5,110	10.9
	佐賀市文化会館大会議室	205	4,810	7.8	6,010	7.3	7,220	8.8	18,040	6.8
	佐賀市文化会館小会議室	56	2,770	16.5	3,600	16.1	4,810	21.5	11,180	15.4
	佐賀市文化会館特別会議室	56	3,600	22.0	4,810	21.5	6,010	26.8	14,420	19.8
	炎の博記念堂会議室1	28	940	11.2	1,260	11.3	1,990	17.8	4,190	11.5
	炎の博記念堂会議室2	18	1,360	25.2	1,780	24.7	2,830	39.3	5,970	25.5
	鹿島市民文化ホール多目的室1	14	220	15.7	※1 時間単位の料金設定					
	鹿島市民文化ホール多目的室2	13	220	16.9	※1 時間単位の料金設定					
九州エリア	久留米シティプラザ大会議室	530	15,880	10.0	21,180	10.0	21,180	10.0	58,240	8.5
	久留米シティプラザ中会議室	240	7,940	11.0	10,590	11.0	10,590	11.0	29,120	9.3
	久留米シティプラザ小会議室	130	3,150	8.1	4,170	8.0	4,170	8.0	11,490	6.8
	さいき城山桜ホール会議室 1	17	240	14.2	※1 時間単位の料金設定					

さいき城山桜ホール 会議室 2	34	490	14.2	※1 時間単位の料金設定						
柳川市民文化会館 研修室 1	37	770	6.9	1,150	7.8	1,540	10.4	3,460	7.2	
柳川市民文化会館 研修室 2	37	770	6.9	1,150	7.8	1,540	10.4	3,460	7.2	
柳川市民文化会館 研修室 3	29	660	7.6	990	8.5	1,320	11.4	2,970	7.9	
柳川市民文化会館大研修 室(研修室 1・2・3 併用)	103	2,200	7.1	3,300	8.0	4,400	10.7	9,900	7.4	
柳川市民文化会館 研修室 4	25	550	7.3	820	8.2	1,100	11.0	2,470	7.6	
柳川市民文化会館 研修室 5	25	550	7.3	820	8.2	1,100	11.0	2,470	7.6	
柳川市民文化会館中研修 室(研修室 4・5 併用)	50	1,100	7.3	1,650	8.3	2,200	11.0	4,950	7.6	
柳川市民文化会館 会議室	40	1,100	9.2	1,650	10.3	2,200	13.8	4,950	9.5	
八女市民会館 交流室 A	74	550	7.4	550	7.4	670	9.1	※1 時間単位の 料金設定		
八女市民会 交流室 B	57	440	7.7	440	7.7	520	9.1	※1 時間単位の 料金設定		
八女市民会館 第 1 研修室	51	220	4.3	220	4.3	260	5.1	※1 時間単位の 料金設定		
八女市民会館 第 2 研修室	45	220	4.9	220	4.9	260	5.8	※1 時間単位の 料金設定		
八女市民会館 第 3 研修室	86	320	3.7	320	3.7	380	4.4	※1 時間単位の 料金設定		
八女市民会館 第 4 研修室	38	150	3.9	150	3.9	180	4.7	※1 時間単位の 料金設定		
八女市民会館 第 5 研修室	38	150	3.9	150	3.9	180	4.7	※1 時間単位の 料金設定		
アルカス SASEBO 大会議室(A+B+C)	332	9,110	9.2	12,470	9.4	12,470	9.4	34,050	7.9	

② 使用料の考え方

施設名	考え方
武雄市新文化交流施設 会議室	市の使用料の基本的な考え方である受益者負担の原則や使用料の算定基準に基づき、さらには近隣・同規模施設の考え方を参考にしながら検討します。
武雄公民館 会議室	新文化交流施設と整合を図ります。

【参考：平日午前の料金設定比較】

	現文化会館 中集会室 A(72㎡) の使用料	新文化交流施設中会議室 A-2(93.8㎡)の使用料	
		㎡単価を上記施設の 平均値とした場合	㎡単価を上記施設の 中央値とした場合
基本料金	1,750 円	2,246円	1,860 円
全ての利用時間に 冷暖房料を含んだ場合の料金	2,800 円	2,793円	2,552 円

和室

① 現在の料金および周辺施設の事例 ※青色…使用料に冷暖房料が含まれていない施設

施設名		㎡数	平日午前		平日午後		平日夜間		平日全日	
			料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価
武雄市文化会館和室(A)		22	1,410	21.4	1,750	19.9	1,970	22.4	5,160	18.0
県内	武雄市北方公民館和室 A・B	121	980	2.7	1,320	2.7	1,640	2.7	※全日設定なし	
	鳥栖市民文化会館 和室研修室	79	500	6.4	※1 時間単位の料金設定					
	サンメッセ鳥栖 和室 1	13	950	24.4	1,270	24.4	1,700	32.7	3,930	23.3
	サンメッセ鳥栖 和室 2	19	1,270	22.3	1,700	22.4	2,120	27.9	5,110	20.7
	伊万里市民センター 文化講座室	125	4,930	13.1	6,600	13.2	9,900	19.8	21,430	13.2
	佐賀市文化会館和室	54	3,600	22.2	4,810	22.3	6,010	27.8	14,420	20.5
九州 エリア	久留米シティプラザ 和室「長盛」	138	4,270	10.3	5,700	10.3	5,700	10.3	15,670	8.7
	さいき城山桜ホール 和室 1	15	200	13.8	※1 時間単位の料金設定					
	さいき城山桜ホール 和室 2	11	160	14.5	※1 時間単位の料金設定					
	八女市民会館 和室	49	280	5.7	280	5.7	330	6.7	※1 時間単位の 料金設定	
	アルカス SASEBO 和室1	32	1,780	18.5	2,410	18.8	2,410	18.8	6,600	15.9
	アルカス SASEBO 和室2	32	1,780	18.5	2,410	18.8	2,410	18.8	6,600	15.9

② 使用料の考え方

施設名	考え方
武雄市新文化交流施設 和室	市の使用料の基本的な考え方である受益者負担の原則や使用料の算定基準に基づき、さらには近隣・同規模施設の考え方を参考にしながら検討します。
武雄公民館 和室	新文化交流施設と整合を図ります。

【参考：平日午前の料金設定比較】

	現文化会館 和室 A(22㎡) の使用料	新文化交流施設和室(44.2 ㎡)の使用料	
		㎡単価を上記施設の 平均値とした場合	㎡単価を上記施設の 中央値とした場合
基本料金	1,410 円	1,926円	1,878円
全ての利用時間に 冷暖房料を含んだ場合の料金	2,250 円	2,302 円	1,878円

調理室

① 現在の料金および周辺施設の事例 ※青色…使用料に冷暖房料が含まれていない施設

施設名		㎡数	平日午前		平日午後		平日夜間		平日全日	
			料金	時間㎡単価	料金	時間㎡単価	料金	時間㎡単価	料金	時間㎡単価
武雄市文化会館料理実習室		67	4,270	21.2	5,710	21.3	7,130	26.6	17,150	19.7
県内	武雄市北方公民館調理実習室	84	660	2.6	880	2.6	1,100	2.6	※全日設定なし	
	武雄市山内農村環境改善センター調理実習室	98	880	2.2	880	2.2	1,100	2.2	2,860	2.2
	伊万里市民センター調理室	129	4,930	12.7	6,600	12.8	9,900	19.1	21,430	12.7
	サンメッセ鳥栖調理室	38	1,590	13.9	2,120	13.9	2,550	16.8	6,270	12.7
	鳥栖市民文化会館調理実習室	85.5	520	6.1	※1 時間単位の料金設定					
九州エリア	さいき城山桜ホールキッチンコート	97.6	930	9.5	※1 時間単位の料金設定					
	八女市民会館調理室	65	280	4.3	280	4.3	330	5.1	※1 時間単位の料金設定	

② 使用料の考え方

施設名	考え方
武雄市新文化交流施設調理室	市の使用料の基本的な考え方である受益者負担の原則や使用料の算定基準に基づき、さらには近隣・同規模施設の考え方を参考にしながら検討します。

【参考：平日午前の料金設定比較】

	武雄市文化会館料理実習室(67㎡)の使用料	新文化交流施設調理室(76.5 ㎡)の使用料	
		㎡単価を上記施設の平均値とした場合	㎡単価を上記施設の中央値とした場合
基本料金	4,270 円	2,083 円	1,790円
全ての利用時間に冷暖房料を含んだ場合の料金	6,830 円	3,017 円	2,426円

創作室

① 現在の料金および周辺施設の事例 ※青色…使用料に冷暖房料が含まれていない施設

施設名		㎡数	平日午前		平日午後		平日夜間		平日全日	
			料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価	料金	時間㎡ 単価
武雄文化会館陶芸実習室		75	1,750	7.8	1,970	6.6	2,300	7.7	6,030	6.2
武雄文化会館工作実習室		75	1,750	7.8	1,970	6.6	2,300	7.7	6,030	6.2
武雄文化会館美術アトリエ		72	1,750	8.1	1,970	6.8	2,300	8.0	6,030	6.4
県内	伊万里市民センター クラフト室	50.9	890	5.8	1,170	5.7	1,800	8.8	3,860	5.8
	鳥栖市民文化会館	49.9	330	6.6	※1 時間単位の料金設定					
九州エリア	さいき城山桜ホール 実習室(創作工房)	41.5	590	14.2	※1 時間単位の料金設定					
	八女市民会館 ものづくり工房	160	280	1.8	280	1.8	330	2.1	※1 時間単位の 料金設定	
その他参考施設	北上市文化交流センター 大アトリエ	110	1,050	9.5	※1 時間単位の料金設定					
	北上市文化交流センター 小アトリエ 1	26	250	9.6	※1 時間単位の料金設定					
	北上市文化交流センター 小アトリエ 2	25	250	10.0	※1 時間単位の料金設定					

② 使用料の考え方

施設名	考え方
武雄市新文化交流施設 創作室	市の使用料の基本的な考え方である受益者負担の原則や使用料の算定基準に基づき、さらには近隣・同規模施設の考え方を参考にしながら検討します。

【参考：平日午前の料金設定比較】

	武雄市文化会館 陶芸実習室(75㎡) の使用料	新文化交流施設創作室(127 ㎡)の使用料	
		㎡単価を上記施設の 平均値とした場合	㎡単価を上記施設の中央値とした場合
基本料金	1,750 円	2,834 円	2,963 円
全ての利用時間に 冷暖房料を含んだ場合の料金	2,800 円	3,770 円	4,741 円

その他、貸出想定エリア

共用部のミーティングスペースや壁面等を使った展示スペース、庭園についても、市民活動やイベント等の場としての貸し出しを想定します。具体的なルールについては利用ニーズをふまえ今後検討します。

(8) 加算設定について

① 現在の規則

施設名	加算設定
武雄市文化会館	大ホール:入場料なし／500 円以下／501円～ 小ホール:500 円以下／501円～ その他諸室:営利目的の場合使用料の 200%～
武雄公民館	規定なし

② 周辺施設の事例

	施設名	加算設定
市内	武雄市 山内農村環境改善センター	規定なし
	武雄市北方公民館 (北方文化ホール)	入場料を徴収する場合:2倍に相当する額
	武雄市民体育館	入場料を徴収する場合:5 割増し 営利目的の場合:占有使用料の 4 倍の額
県内	佐賀市東与賀文化ホール	ホール:500 円以下／501円～2000 円／2001 円～ その他諸室:ホールと併用する場合／併用しない場合 ※営業目的のために利用する場合は 10 割の額を加算
	佐賀市文化会館	大ホール:500 円以下／501円～2000 円／2001 円～ 中・イベントホール:501円～2000 円／2001 円～ ※物品の陳列や販売、その他営業目的のために利用する場合は 利用料の 10 割の額を加算
	鳥栖市民文化会館	大・小ホール:入場料なし／500 円以下／501円～1000 円／ 1001 円～3000 円以下／3001円～ ※物品の陳列や販売、その他営業目的のために利用する場合は 基本利用料の 3 倍
	サンメッセ鳥栖	ホール:入場料なし／500 円以下／501円～1000 円／ 1001 円～3000 円以下／3001円～ 諸室:物品の展示、販売その他の営利、営業、宣伝等を目的とする 場合及びテレビ、ラジオ等の公開放送、公開録画、公開録音等を 目的とする場合において、諸室を使用する場合の使用料は、 100 分の 300 を乗じて得た額
	伊万里市民センター	1,000 円以下／1,001 円～／営利目的の場合

炎の博記念堂	文化ホール:500 円以下／501円～2000 円／2001円～コンベンションホール: 501円～2000 円もしくは町内の個人または団体が営利目的で使用する場合／2001円～もしくは町外の個人または団体が営利目的で使用する場合
鹿島市民文化ホール	【非営利目的】 入場料が 1,000 円を超える場合 10 割の額を加算 【営利目的】 入場料が 1,000 円以下の場合 10 割の額を加算 入場料が 1,000 円を超える場合 12 割の額を加算 物品販売等を行う場合 12 割の額を加算

③ 加算設定の考え方

加算設定について、現行の考え方を基本とし、近隣・同規模施設の考え方を参考に検討します。

(9)減算設定について

① 現在の規則

内容	減免額
練習、準備等で舞台のみを利用する場合	規定料金の 30%
市が利用するとき	免除
武雄市文化協会が利用するとき	5 割減額
学校教育法第 1 条に規定する学校又は同法第 124 条に規定する専修学校であって、市内に位置し又は通信による教育を行う課程若しくは学科を有する学校等における正規課程の授業を行うための利用のうち、教育委員会が特に必要と認めるとき	10 割以内において 市長がその都度定める割合を減額
勤労者の福祉向上と勤労意欲の増進を目的とした市内に居住する勤労者から構成される団体又は市内に存する事業所の勤労者から構成される団体による集会棟、成人棟、又は青少年ホーム棟の利用のうち、教育委員会が特に必要と認めるとき	5 割以内において 市長がその都度定める割合を減額

② 周辺施設の事例

	施設名	減算設定
市内	武雄市 山内農村環境改善センター	(1)市または教育委員会が主催または共催するとき 免除 (2)市内の学校教育法第1条に規定する学校等が学校行事として利用するとき 免除 (3)市内の行政区等が利用するとき 免除 (4)市内の障がい者団体が利用するとき 免除 (5)身体障がい者手帳等の交付を受けているものが利用するとき 5割減免 (6)前5号に掲げるもののほか、市長が時に必要と認めるとき 10割減免
	武雄市公民館	(1)市または教育委員会が主催または共催するとき 免除 (2)市内の学校教育法第1条に規定する学校等が学校行事として利用するとき 免除 (3)市内の行政区等が利用するとき 免除 (4)市の社会教育関係団体がその団体の行事として利用するとき 免除 (5)市民の自主的な文化活動、教育振興またはまちづくり活動のために利用するとき 免除 (6)市内の障がい者団体が利用するとき 免除 (7)身体障がい者手帳等の交付を受けているものが利用するとき 5割減免 (8)前7号に掲げるもののほか、教育委員会が時に必要と認めるとき 10割以内減免
	武雄市民体育館	※体育施設を生徒及び児童が使用する場合は個人使用料並びに生徒及び児童のみが使用する場合は占有使用料は半額 (1)市または教育委員会が主催または共催するとき 免除 (2)市内の学校教育法第1条に規定する学校等が学校行事として利用するとき 免除 (3)市内の行政区等が利用するとき 免除 (4)市内の障がい者団体が利用するとき 免除 (5)市の社会教育団体が主催する行事のために使用するとき 5割減免 (6)身体障がい者手帳等の交付を受けているものが利用するとき 5割減免 (7)前6号に掲げるもののほか、市長が時に必要と認めるとき 10割以内減免

県内	佐賀市東与賀文化ホール	(1)国、県、市等の行政機関が使用する場合 免除又減額 (2)市内の学校が教育又は芸術文化行事を行うために使用する場合 免除 (3)市内の保育所が幼児のための芸術文化行事を行うために使用する場合、市長が必要と認める場合 免除 (4)市内の社会教育関係団体又は福祉関係団体等が使用する場合 (入場料等を徴収しない場合に限り)減額 (5)市内の文化団体が発表会等を行うために使用する場合(入場料等を徴収しない場合に限り)で、広く市民の芸術文化を育成するため市長が必要と認める場合 免除もしくは減額 (6)その他、市長が必要と認める場合 免除または減額
	佐賀市文化会館	※減免規定は、大ホール、中ホール、イベントホール、広場のみ適用 (1)市が主催する芸術文化行事のために使用するとき 全額 (2)市内の学校が教育又は芸術文化行事を行うために使用する場合で、市長が必要と認めるとき 2 割の額 (3)市内の保育所が幼児のための芸術文化行事を行うために使用する場合で、市長が必要と認めるとき 2 割の額 (4)市内の文化団体又は学生若しくは生徒の団体が使用する場合で、広く市民の芸術文化を育成するため、市長が必要と認めるとき 2 割の額 (5)市内の音楽、演劇等の鑑賞を目的とする団体で、ホールを概ね 2 月に 1 回以上定期的に使用する場合で、市長が必要と認めるとき 2 割の額 (6)その他市長が認めるとき 市長が認める額
	鳥栖市民文化会館	※減免規定は、小ホール及び小ホール諸室のみ適用 (1)市が主催又は共催する行事等に使用するとき 全額 (2)国又は他の地方公共団体が主催する行事等に使用するとき 全額 (3)市内の学校が主催する行事等に使用するとき 全額 (4)市内で社会福祉事業を営む者が主催する行事等に使用するとき 全額 (5)自治会又は小学校区単位でまちづくりを行う団体が主催する行事等に使用するとき 全額 (6)社会教育関係団体、社会福祉関係団体及び文化団体が主催する行事等に使用するとき 全額 (7)市が後援する行事等に使用するとき 半額 (8)その他市長が特に認めたとき 100 分の 30 以内の額
	サンメッセ鳥栖	(1)市が主催又は共催する行事等に使用するとき 全額 (2)国又は他の地方公共団体が主催する行事等に使用するとき 全額 (3)市内の公共団体又は公共団体が公益事業を行うとき 半額 (4)その他市長が特に必要と認める場合 市長が定める額

伊万里市民センター	(1)市が主催(又は共催)する行事に使用する場合 全額 (2)学校が教育目的のために使用する場合 100 分の70 (3)社会教育団体及び福祉団体がその目的のための使用する場合 100 分の50 (4)官公署及び公益法人がその目的のために使用する場合 100 分の50 (5)その他市長が特に必要と認めた場合 100 分の 100 以内
炎の博記念堂	(1)町が主催する行事に利用する場合 100 分の 100 (2)町内の小学校、中学校又は町立保育園が教育目的又は園行事のために利用する場合 100 分の 100 (3)町内の高等学校又は私立の幼稚園若しくは保育園が教育目的又は園行事のために利用する場合 100 分の 50 (4)社会教育団体、文化団体又は福祉団体がその目的のために利用する場合 100 分の 50 (5)前各号に掲げるもののほか、公園の設置目的を達成するために町長が特に必要と認める場合 100 分の 50
鹿島市民文化ホール	(1)市が主催し、若しくは共催する行事又は委託する行事に使用するとき 全額 (2)災害に起因する慈善事業で、入場料その他収入のすべてを寄附するとき 全額 (3)その他教育委員会が特に必要と認めたとき 半額

③ 減算設定の考え方

減算設定については、市全体の方針に基づき、また、近隣・同規模施設の状況を参考に検討します。

なお、公民館については市内公民館と整合を図ります。

6.組織計画

(1)基本的な考え方

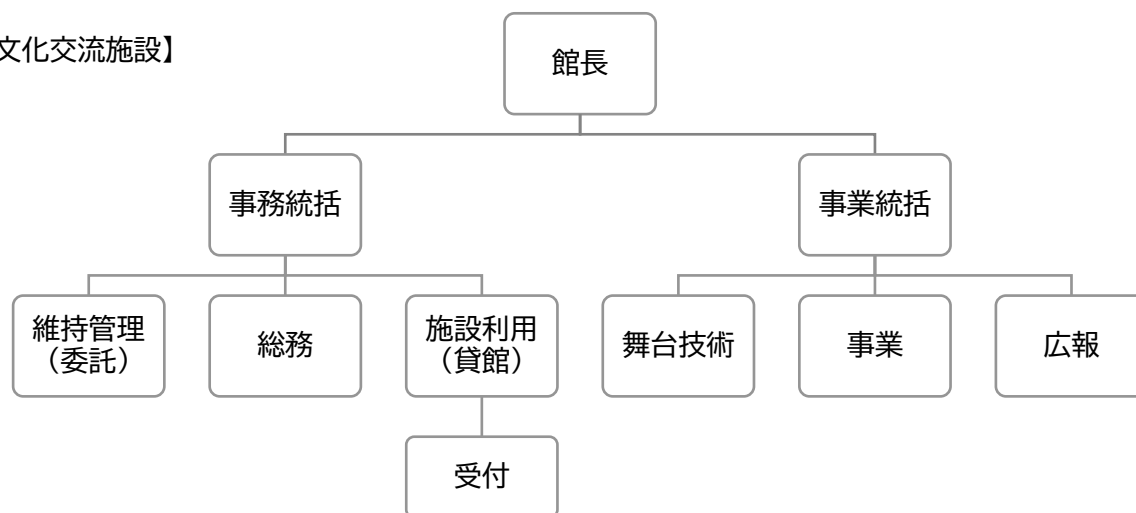
組織計画の基本的な考え方は以下の通りです。

- ① 先に記載した事業方針を着実に実施し、新文化交流施設のコンセプトを体現できる専門性をもった人材の起用と育成を目指します。
- ② 武雄市文化のまちづくり構想で掲げられている「市民が積極的に、主体的に関われる」体制を構築できるよう、市民協働・地域連携を専門とするコーディネーター人材の配置を検討します。
- ③ 運営主体については、公民館と一体的かつ効率的な運営が図れる体制を検討します。
- ④ 職員に対するインクルーシブ教育を推進し、国籍や障がいの有無を問わず、誰もがバリアなく文化芸術に触れられたり、文化活動ができたりするサービス体制を構築します。

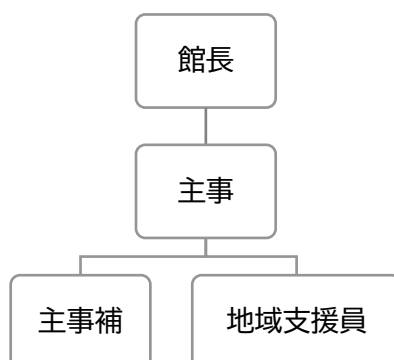
(2)運営体制図

新文化交流施設エリアの運営体制図は以下の通りです。専門性を持った人材を配置し、各部門が連携・協力しながら施設の運営を行えるよう検討します。また、講座・研修制度の活用および他館との情報交換を積極的に行い、職員の公共性・コンプライアンス意識の向上とスキルアップにつなげていきます。

【新文化交流施設】



【公民館】



(3)求められる職能の整理

新文化交流施設に求められる職能は以下の通りです。新文化交流施設はホールを有する特殊な施設であることから、舞台技術や維持管理、企画制作等の専門知識と経験を有する人材の配置が求められます。

職能		業務内容
館長		・施設利用、施設運営における全体統括
総務		・各種報告書の作成や契約関係の管理、労務管理、庶務業務
維持管理		・建物や駐車場、電気・空調などの設備の管理・日常点検、警備、清掃等
広報・マーケティング		・事業担当と連携しながら、施設周知・券売促進のための広報宣伝を実施 ・具体的にはパブリシティ業務(取材依頼、取材対応)、マーケティング業務、ブランディング業務(パンフレットや機関誌発行など)、票券管理業務、アーカイブ業務など
事業	自主事業	・鑑賞・体験・創造事業等各種事業の企画・制作・実施
	貸館事業	・貸館日程の管理や下見・打合せの対応、各種申請書や使用料の収受 ・施設を有効活用するための貸館営業
	市民協働・地域連携	・相談窓口、活動促進、伴走支援、コーディネート、アウトリーチ担当、市民ボランティア育成・研修等
舞台技術		・舞台機構・照明・音響の各設備や大道具備品の日常管理、メンテナンス、利用者サポート ・舞台技術者の担い手育成や市民参加型ワークショップ時の講師としての指導

(4)必要な人員数の想定

① 前提条件(案)

開館時間 :9 時～22 時

勤務時間 :8 時半～22 時半

シフト時間 :8 時間制(A シフト…8 時半～17 時半/B シフト…13 時半～22 時半)

※働き方改革を鑑み、終日シフト(8時半～22時半)は設定しない方針とします。

年間開館日数:パターン A 330 日(月 2 回休館日/年末年始)

パターン B 340 日(月 1 回休館日/年末年始)

パターン C 350 日(年末年始のみ休館/保守点検などの臨時休館あり)

② 想定人員数

新施設の運営に必要な人員数は以下の通りです。部門ごとに人員を配置していますが、事業担当が広報業務を担ったり、舞台技術担当が自主事業の制作に関わったりと、横断的な業務体制の構築を目指します。

	役職・部門	A	B	C	考え方
新文化交流施設	新文化交流施設 館長	1 名	1 名	1 名	・常勤を想定 ・開館時間内は事務所に最低 1 名配置できるシフトとする
	事務統括	1 名	1 名	1 名	
	事業統括	1 名	1 名	1 名	
	維持管理	委託	委託	委託	(外部委託を想定)
	総務	2 名	2 名	2 名	・担当 2 名(責任者は事務統括が兼務)
	施設利用(貸館)	3 名	4 名	4 名	・責任者 1 名、担当 2 名(パターン A) ・責任者 1 名、担当 3 名(パターン B・C) ・受付は外部委託を想定
	舞台技術	2 名	2 名	2 名	・責任者 1 名、担当 1 名 ・必要に応じて臨時で増員を発注
	事業	3 名	3 名	3 名	・担当 3 名(責任者は事業統括が兼務) ・自主事業本番日以外は、必要に応じて事務サポートを行う ※自主事業本数は年間 24 本(月 2 本を想定)
	広報	2 名	2 名	2 名	・責任者 1 名、担当 1 名 ・必要に応じて事務サポートを行う
小計		15名	16 名	16名	

公民館	館長	1 名	1 名	1 名	
	事業				
	施設利用(貸館)	4 名	4 名	4 名	
小計		5 名	5 名	5 名	

合計		20名	21名	21名	
----	--	-----	-----	-----	--

(5) サポーター組織等による市民協働について

年齢や国籍などの違いを越えて様々な市民が新文化交流施設に関心と愛着を持ち、市民とともに成長・発展していく 施設づくりが重要と考えます。継続的な市民協働組織から事業ごとに募集をかけるボランティアチームなど、若い世代も気軽に参画できる手法を検討します。

市民協働には何より市民の参加意欲が重要であることから、昨年度より実施している市民ワークショップ参加メンバーに運営への参加意欲を伺ったり、試行イベントを行ったりなど、武雄市民にとって最適な市民協働のあり方を検討します。

参加形態	主な内容
運営サポーターとしての参加	客席案内や場内アナウンス、チケットもぎり、広報などのサポーターとして活動する
事業企画・推進役としての参加	実行委員会等を設立し、事業の一部の企画・制作に参画する
事業パートナーとしての参加	NPO 法人などを設立し、運営に協働する

【市民ワークショップでの市民参画アイデア】

- ・市民サポーターズの設立
- ・ジャンル、活動内容ごとにサポーターグループをつくる
- ・市民による広報・PR ボランティア
- ・外国語の通訳ボランティア
- ・興味のあるイベントにタイミングがあうときに手伝う
- ・市民ワークショップの定例化
- ・アート、マルシェ店への出品
- ・学生アルバイト、インターン

(6)想定される運営体制パターン

本施設は、文化交流棟と公民館との複合施設であることから、単独施設とは異なり、公民館事業と文化事業の実施・調整、施設間の連携や異なる利用者への対応等といった様々な視点も加味した運営を行う必要があります。

こうした背景を踏まえ、想定される運営体制のパターンを以下のとおり整理しました。当面の間は直営とし、②もしくは③を想定しています。外部委託などを組合せながら安全かつ質の高いサービスの提供を目指します。

	維持管理	貸館	文化交流棟事業	公民館		主な特徴
				維持管理・貸館	事業	
①	直営＋委託A		直営 (市職員)			○市の施策を事業に反映できる ○公民館事業との連携が図りやすい △市職員は異動があり事業の専門性や持続性の確保に課題がある
②	直営＋委託A	直営＋委託B		直営 (市職員)		○市の施策を事業に反映できる ○公民館事業との連携が図りやすい ○貸館業務を委託にすることで市の職員数を縮減できる △市職員は異動があり事業の専門性や持続性の確保に課題がある
③	直営＋委託A	直営＋委託B	直営＋委託B	直営 (市職員)		○事業実施に適した効果的な実施主体を選べる ○委託により市の職員数を縮減できる △市が適切に統括していく必要がある
④			指定管理			○指定管理者のノウハウを一体的に発揮できる △事業者によって事業内容の得手不得手があり、全ての事業を高い水準で実施できるとは限らない △公民館に社会教育主事などを置くことを必須とする場合、資格所有者が所属している事業者が限られる △指定期間が5年程度の場合、事業や地域とのつながりの持続性確保に課題がある
⑤			指定管理		直営市職員	○指定管理者のノウハウを一体的に発揮できる ○従来の公民館事業や地域との関係を維持できる ○文化交流棟と公民館の貸出し調整が図りやすい △指定管理で行う事業と公民館事業の内容、日程が重複しないよう調整が必要 △公民館利用を妨げず、かつ直前に空いている公民館施設は広く貸し出せるルール設定が必要
⑥			指定管理	直営 (市職員)		○指定管理者のノウハウを一体的に発揮できる ○従来の公民館事業や地域との関係を維持できる △指定管理で行う事業と公民館事業の内容、日程が重複しないよう調整が必要
⑦			指定管理	直営 (市職員)		○指定管理者のノウハウを発揮できる ○変動リスクがあり、市の関与が不可欠でもある地域連携事業を指定管理から切り離すことができる △同じ事業者が指定管理事業と委託事業を担う場合、会計面での明確な整理が必要 △指定管理事業、委託事業、直営の公民館事業の連携が図りづらい
			一部直営 (地域連携)			

7.広報宣伝計画

(1) 基本的な考え方

広報宣伝計画の基本的な考え方は以下の通りです。

- ① 広報手段の多様化に伴い、世代により偏りが生じないよう、多様な媒体による情報展開を検討します。
- ② 愛称などを公募で作成することで、親しみある施設を目指すと同時に、情報発信のツールとしても活用できるよう検討します。
- ③ 効果的な広報活動を行うために、広報・マーケティングを専門とする人材の強化を検討します。

(2) 具体的な広報・宣伝手法

手法	主な効果
パンフレットの作成・配布	施設イメージや概要の周知、事業運営のコンセプト周知、施設利用者への営業・宣伝材料
ホームページや公式 SNS、ポッドキャスト等の開設・運営	若い世代や市外への広い情報発信、利便性の向上
機関誌・広報誌の発行	地元に密着した施設情報やコラムの発信 施設や事業に対する市民の期待を醸成
メディアへの広告出稿	施設イメージや概要を全国に周知、 全国のプロモーター等へ施設をアピール
シンボルマーク・ロゴの選定	施設イメージを一目でアピール、認知度の向上、 各媒体での統一感を維持、ブランディング構築

(3) 会員組織について

新文化交流施設のリピーターづくり、ファンづくりのため、メール会員などの会員組織の設立を検討します。イベント情報や施設の取り組みを定期的に発信することで、集客力の向上だけでなく、地域から応援してもらうことにもつながると思います。

他施設の先進事例を参考に新文化交流施設に適した会員組織のあり方を検討します。

8.収支計画

(1) 基本的な考え方

新文化交流施設においては、市民が利用しやすい料金設定や公共性を重視するため、料金収入のみで全ての支出を賄うことは難しい側面があります。このことから、収支計画の基本的な考え方を以下の通りとします。

- ① 利用者のニーズに即したサポートによる稼働率の向上や、魅力的な自主事業の展開による収入の確保に努め、効率的かつ効果的な管理運営を行います。
- ② 多様な助成制度の活用や寄附金の開拓など、多角的な視点から外部資金の確保に努めます。
- ③ 可能な限り施設を長期間使用するために、長期的な視点から更新・改修費用の算出を行い、予算の平準化を図ります。

(2) 収支構造について

新文化交流施設における収支構造は以下の通りです。支出の合計金額から貸館料金収入・自主事業入場料収入・助成金の合計金額を差し引いた額が市の実質負担額(直営の場合)となります。

今後、事業本数や施設稼働率、必要職員数などの検討が進んだ段階で収支概算を行います。

収入	施設貸館 料金収入	市の実質負担額(直営の場合)			自主事業入場 料収入	助成金
	施設・備品の 貸出料金	運営管理に係る総経費から施設貸館料金収入及び 自主事業入場料収入・助成金を差し引いた金額			チケット代、 参加料等	国の機関、 民間企業等 からの 補助金、 助成金等
支出	人件費		維持管理費		事業費	
			管理費	光熱費	事務費	修繕費
内訳	職員給与など		設備点検、 清掃、警備 などの費用	電気、水道、 ガスなどの 使用料	通信費、 消耗品費 など	小規模 修繕の 費用
					自主事業経費	

9.評価制度

(1)基本的な考え方

コンセプトや事業計画の実現に向け、以下3点を基本としながら運営評価を行います。評価組織については、現在の武雄市文化会館運営審議会がその役割を引き継ぐ方針とします。

- ① よりよい施設運営を行っていくため、PDCA サイクルによって継続的に運営を改善していきます。
- ② 運営評価、事業評価ともに定量的、定性的どちらの側面からも調査を行います。
- ③ モニタリングや運営者自身の内部評価、専門家など第三者を含む分析、評価である外部評価を組み合わせる評価を行います。

(2)評価の手法

運営評価は、主に全体の収支状況や施設の稼働率、利用者数の動向、貸館利用者の満足度調査からスタッフの接遇から組織体制まで、施設全体の運営に関する評価を行います。

事業評価は、施設で行う事業の実施状況、目標値との収支比較、事業ジャンルの内訳、来場者の満足度調査等の評価を行います。それぞれ評価に偏りが生じないように、定量的、定性的な側面から、客観的、主観的な意見までバランスよく組み合わせながら評価を行います。

運営評価

【定量評価】

- ・全体の収支比率
- ・外部資金の獲得状況
- ・稼働率、利用者数

【定性評価】

- ・利用者アンケート
- ・利用者アンケートでの満足度調査
- ・スタッフ接遇・サービスの満足度
- ・リスク管理への対応状況など
- ・組織体制・人事評価

事業評価

【定量評価】

- ・それぞれ目標値に対しての収支比率
(予算額と執行額、前年度との比較など)
- ・集客率
- ・事業ジャンルの内訳(事業計画に基づく)

【定性評価】

- ・来場者アンケート
- ・来場者アンケートでの満足度調査
- ・自主事業の実施バランス
(事業計画に基づく)

内部評価

- ・運営スタッフの自己評価
各目標への達成度など

- ・事業スタッフの自己評価
狙いや目的に合致した集客、効果が得られたかなど

外部評価

- ・委員によって、利用促進、運営体制の状況などを調査、評価する

- ・委員が実際に鑑賞・参加しての
モニタリング評価
- ・委員が事業計画の実現度や満足度の
評価を行う

10.開館までのスケジュール

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
新文化交流施設	実施設計 〃 〃 〃	建設工事 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	▼開館(公民館機能移行) 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃
創作室	基本・実施設計 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃
庭園・外構エリア	実施設計 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃
管理運営	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃